（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

岩手県知事　達増　拓也　様

申込者氏名

申　　　出　　　書

次の被災した住宅の状況について、令和７年岩手県大船渡市における大規模火災に係る岩手県賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地：

１　被災した住宅の状況

・該当する状況に☑ を付けてください。

・裏面に、被災状況を記載すると共に被災状況が確認できる写真を添付すること。

（要綱第６条）

□　災害発生の日（令和７年２月26日）時点において、大船渡市に居住する

□ ① 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない

□ ② 住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う

□ ③ 住宅が「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）し、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない

以下にも

チェック

□ ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態

□ イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態

□ ウ 住家への浸水等により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態

□ エ ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合

□ ④ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める者

□ ⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる者（③に該当し、他の住まいの確保が困難なものに限る）

□ ⑥ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

２　被災した住宅の状況について、損傷や悪臭の程度がわかるよう、具体的かつ詳細に記載してください。

３　被災した住宅について、被災状況が確認できる写真を貼付してください。

　　・被災した住宅の写真は必ず添付してください（省略不可）。

　　・写真が複数枚ある場合、A4サイズの用紙に貼付のうえ提出してください。

　　【写真撮影の主なポイント】

　　　・　全壊以外の被害の場合、建物全体を周囲４方向から撮影

　　　・　被災した部屋ごとの全景の撮影、被害箇所の「寄り」の撮影

　　　・　被害箇所の規模がわかるようにメジャーや人物などと一緒に撮影

　　写真の印刷が難しい場合はメール件名に申込者名、メール本文に被災した住所、連絡先を記載の上、下記アドレスあてにデータ送付をお願いいたします。

【宛先】岩手県復興防災部復興くらし再建課

【メールアドレス】AJ0004@pref.iwate.jp

該当要件確認印

（○○市町村記入欄）

**（写真を添付してください）**